第 43 条（修理または復旧の場合の暫定措置）
当社は、当社の電気通信設備を修理または復旧するときは、暫定的にその契約者識別番号を変更することがあります。

第 9 章 損害賠償

第 44 条（責任の制限）
1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下、本条において同じとします）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
2. 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
   （1）料金表通則第 1 表に定める基本使用料に規定する料金
   （2）料金表通則第 1 表で最大料金額が規定されている場合においては、本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前 6 料金月の 1 月当たりの平均パケット通信料金（前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）
3. 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。
4. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の故意または重大な過失によりその提供をしなかったときは、前 3 項の規定は適用しません。
5. 当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている内容等が変化または消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
6. 当社は、本約款等の変更により端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（以下、本条において「改造等」といいます）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術基準等の規定の変更に伴い、現に契約者回線に接続されている端末設備または自営電気通信設備の改造等をしなければならなくなったときは、当社は、その変更に係る端末設備または自営電気通信設備の機能の改造等に要する費用に限り負担します。

第 45 条（免責）
1. 当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている内容等が変化または消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
2. 当社は、本約款の変更により端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（以下、本条において「改造等」といいます）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術基準等の規定の変更に伴い、現に契約者回線に接続されている端末設備または自営電気通信設備の改造等をしなければならなくなったときは、当社は、その変更に係る端末設備または自営電気通信設備の機能の改造等に要する費用に限り負担します。

第 10 章 雑則

第 46 条（承諾の限界）
当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠りもしくは怠るおそれがあるとき、またはその請求を承諾することが技術的に困難なときもしくは保守することが著しく困難であるとき、その他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、本約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

第 47 条（利用に係る契約者の義務）
契約者は、次のことを守っていただきます。
（1）移動無線装置を分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連結しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるときまたは移動無線装置の接続もしくは保守のため必要があるとき は、この限りでありません。
（2）故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと
（3）chip に登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出しし、変更し、または消去しないこと
（4）他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、または他人の利益を害する態様でインターネット接続機能を利用しないこと
（5）その他以下の禁止行為に該当する行為をしないこと
   （ア）電子メールの送受信上の支障を生じさせるおそれのある電子メールを送信する行為
   （イ）（ア）のほか、当社もしくは他社のインターネット関連設備の利用もしくは運営、または他の契約者の平均的な利用の範囲に支障を与える行為またはそのおそれがある行為
   （ウ）無断で他人に広告、宣伝もしくは勧誘する行為または他人に嫌悪感を抱かせ、もしくは嫌悪感を抱かせるおそれがある文章等を送信、記載もしくは転載する行為
   （エ）他人になりすまして各種サービスを利用する行為
   （オ）他人の著作権、肖像権、商標、特許権その他の権利を侵害する行為または侵害するおそれがある行為
   （カ）他人の財産、プライバシー等を侵害する行為、または侵害するおそれがある行為
   （キ）他人を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
   （ク）猥褻、虐待等、児童および青少年に悪影響を及ぼす情報、画像、音声、文字、文書等を送信、記載または掲載する行為
   （ケ）無限連鎖講（ネズミ講）もしくはマルチまがい商法を開設し、またはこれを勧誘する行為
   （コ）連鎖販売取引（マルチ商法）に関して特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）に違反する行為
   （サ）インターネット接続機能により利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為
   （シ）ウィルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信し、または掲載する行為
   （ス）犯罪行為またはそれを誘発もしくは扇動する行為
   （セ）（ア）から（ス）のほか、法令または慣習に違反する行為
   （ソ）売春、暴力、残虐等、公序良俗に違反し、または他人に不利益を与える行為
   （タ）その他、当社サービスの運営を妨げる行為
   （チ）上記（タ）までの禁止行為に該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

第 48 条（契約者に係る情報の利用）
1. 当社は、契約者に係る氏名、名称、契約者識別番号、住所もしくは居所または請求書の送付先等の情報を、当社および協定事業者の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社および協定事業者の契約約款等に係る業務の遂行上必要な範囲（契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます）で利用します。
2. 本サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、下記及び当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定める目的とします。
   （1）契約者からの問合せへの対応、本サービスの利用に関する案内や情報の提供のサポート
   （2）課金計算
   （3）料金請求
   （4）マーケティング調査および分析
   （5）当社および他社の商品、サービスおよびキャンペーン等のご案内等
   （6）前各号の目的を達するための第三者提供
3. 当社は、本サービスの提供にあたり取得した個人情報を前項に定める目的で当社の業務委託先及び当社のグループ会社に対して提供します。

第 49 条（法令に規定する事項）
本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

制定：2011 年 7 月 20 日
改定：2011 年 7 月 30 日
改定：2011 年 8 月 31 日
改定：2012 年 11 月 1 日

料金表通則

第 1 条（料金の計算方法等）
1. 料金の計算は、この料金表通則に規定する税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下、同じとします）により行います。
2. 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料等、パケット通信料およびユニバーサルサービス料は料金月（その通信を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる場合の通信料については、その通信を開始した日を含む料金月とします）に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。
3. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

第 2 条（基本使用料等の日割り）
当社は、基本使用料等のうち月額で定める料金（以下、この項において「月額利用料」といいます）の利用日数に応じた日割りは行いません。

第 3 条（端数処理）
当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、この料金表通則に別段の定めがあるときを除き、その端数を切り捨てます。

第 4 条（料金等の支払い）
1. 契約者は、本サービスの料金及びこれにかかる消費税相当額を、当社が定める方法で支払うものとします。
2. 料金の支払がクレジットカードによる場合、料金は当該クレジットカード会社のクレジットカード利用規約において定められた振替日に契約者指定の口座から引落されるものとします。
3. 料金の支払が預金口座振替による場合、料金は本サービスを利用した月の翌月 27 日（当日が金融機関の休業日のときは翌営業日）に契約者指定の金融機関の口座から引落されるものとします。
4. 当社は、前項の規定にかかわらず、本サービスの料金について、その全部又は一部の支払時期を変更することがあります。

第 5 条（消費税相当額の加算）
この料金表に係る料金について支払いを要する額は、料金表に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

第 1 表 本サービスに関する料金

プラン名	GS ConnectionLTE（S）、 GS ConnectionLTE タブレットプラン（i）
月額利用料（税込）（※ 1）	3,885 円 / 月
事務手数料（税込）	3,150 円
預かり金（税込）	無料
移動無線装置 (ルーター) 代金	当社が定める金額（※ 2）
契約期間	24 ヵ月（自動更新あり（12 ヶ月））（※ 3）
契約解除料 (不課税)	① 24 ヵ月以内解約：（※ 4）の表の金額 ②契約更新月から 12 ヶ月以内での解約：3,150 円（一律）（※ 5）

（※ 1）月額利用料の他に、1 電話番号あたり 5.25 円 / 月（税込）のユニバーサルサービス料がかかります。
なお、月額利用料はサービス開始月を含む最大 2 ヵ月間が無料となります。
キャンペーンは当社の都合により予告なく変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。
（※ 2）契約者への移動無線装置（ルーター）の引渡時をもって、移動無線装置（ルーター）の所有権は移転するものとします。
（※ 3）GS ConnectionLTE（S）、GS ConnectionLTE タブレットプラン（i）は、2 年間の継続利用のお約束で、長期契約割引が適用される契約です。契約種別毎の長期契約割引額は、別途当社が定める金額を上限として、契約者が当社に対して支払う料金（移動無線装置 (ルーター) 代金、当社指定の機器代金を含む）からの割引となります。
（※ 4）サービス開始月（本サービスの提供を開始した日が含まれる月）より 24 ヵ月以内にご解約の場合には、下表に定める契約解除料をお支払いいただきます。

【GS ConnectionLTE（S）契約解除料 (不課税)】

ご利用開始月	1 ヶ月	2 ヶ月	3 ヶ月	4 ヶ月	5 ヶ月	6 ヶ月	7 ヶ月	8 ヶ月	9 ヶ月	10 ヶ月	11 ヶ月	12 ヶ月
38,400 円	38,400 円	37,200 円	36,000 円	34,800 円	33,600 円	32,400 円	31,200 円	30,000 円	28,800 円	27,600 円	26,400 円	25,200 円

	13 ヶ月	14 ヶ月	15 ヶ月	16 ヶ月	17 ヶ月	18 ヶ月	19 ヶ月	20 ヶ月	21 ヶ月	22 ヶ月	23 ヶ月	24 ヶ月
	24,000 円	22,800 円	21,600 円	20,400 円	19,200 円	18,000 円	16,800 円	15,600 円	14,400 円	13,200 円	12,000 円	10,800 円

【GS ConnectionLTE タブレットプラン（i）契約解除料 (不課税)】

ご利用開始月	1 ヶ月	2 ヶ月	3 ヶ月	4 ヶ月	5 ヶ月	6 ヶ月	7 ヶ月	8 ヶ月	9 ヶ月	10 ヶ月	11 ヶ月	12 ヶ月
69,600 円	69,600 円	67,100 円	64,600 円	62,100 円	59,600 円	57,100 円	54,600 円	52,100 円	49,600 円	47,100 円	44,600 円	42,100 円

	13 ヶ月	14 ヶ月	15 ヶ月	16 ヶ月	17 ヶ月	18 ヶ月	19 ヶ月	20 ヶ月	21 ヶ月	22 ヶ月	23 ヶ月	24 ヶ月
	39,600 円	37,100 円	34,600 円	32,100 円	29,600 円	27,100 円	24,600 円	22,100 円	19,600 円	17,100 円	14,600 円	12,100 円

（※ 5）利用契約の自動更新後、契約更新月（利用契約の更新日が含まれる月）より 12 ヶ月以内にご解約の場合には、契約解除料 3,150 円（不課税）をお支払いいただきます。

安心サポート規約

第 1 章 総則

第 1 条（用語の定義）
安心サポート規約において使用する用語の定義は次のとおりとします。ただし、別に定義のある場合はこの限りではありません。

用語	用語の意味
本規約	安心サポート規約をいいます。
当社	SGS 株式会社 をいいます。
端末機器	「GS Connection」回線の利用にかかる端末機器で、「GS Connection」申し込みに伴い、当社より販売されたルータをいいます。
本サービス	当社提供サービスである「GS Connection」の利用を条件に、当社が提供する端末機器に対する保証サービスをいいます。
当社会員	本サービスへの入会申込手続を完了し、当社が本サービスへの入会を承諾した者で、かつ会員としての資格を喪失していない者をいいます。当社会員は、本サービスの入会申込手続をした時点で、この規約の内容を承諾しているものとみなします。

第 2 条（本規約の適用）
1. 本規約は、当社が提供する本サービスを当社会員が利用する際に適用されます。
2. 当社は、運営上必要と判断した場合、当社会員の事前の了承を得ることなく、本規約を変更することがあります。変更する場合は、電子メール送信の方法など、当社から適切と判断する方法により行います。変更後の本規約については、当社が別途定める場合を除いて、当社の定める方法で表示した時点より、効力を生じるものとします。

第 3 条（譲渡禁止）
当社会員は、本サービスの会員としての権利義務について、第三者への譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

第 4 条（本サービスの提供条件）
1. 本サービスは、「GS Connection」の契約者回線毎に提供します。
2. 本サービスは、「GS Connection」を申込時にのみ同時に入会申込することができます。「GS Connection」の申込時以外に入会申込をすることはできません。
3. 当社会員が個人の場合には、1 つの契約者回線において、本サービスへ複数加入することはできません。
4. 本サービスの提供対象は、端末機器に限ります。
5. 本サービスは、6 ヵ月間に 1 度の適用を条件とします。
6. 入会後、一度退会した場合、再入会することはできません。

第 5 条（本サービスへの入会）
1. 当社会員になろうとする者は、本規約に同意のうえ、当社の指定する方法に従い、本サービスを申し込むものとします。
2. 当社は、当社会員になろうとする者から本サービスへの入会申込があったときは、以下の各号の条件を満たさない場合、本規約に反するため本サービスの提供ができない場合、またはその申込みを承諾する事が技術的に困難な場合を除き、本サービスへの入会を承諾するものとし、本サービスへの入会申込みをした方は、お申込みした当日から、当社会員の資格を取得するものとします。
   （1）「GS Connection」若しくはその他当社提供サービスに係る料金その他の債務（本規約に規定する料金又は工事費、若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
   （2）前条に基づく申し込み内容に不備があるとき。
   （3）申込みをした者の年齢が満 13 歳未満であるとき（満 12 歳に達した日の翌日以降の最初の 4 月 1 日が到来しているときを除きます。）。
   （4）申込みをした者が、「GS Connection」の利用を停止されたことがある又は「GS Connection」若しくはその他当社提供サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
   （5）その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

第 6 条（変更の届出）
1. 当社会員は、連絡先（氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は通知連絡等の送付先をいいます。以下同じとします。）に変更があったときは、そのことを速やかに GS Connection サポートセンターに電話にて届け出るものとします。
2. 第 1 項の届出が無かったことで当社会員が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。

第 7 条（当社会員が行なう退会手続）
1. 当社会員が本サービスの退会を希望する場合は、GS Connection サポートセンターに当社所定の手続により届け出るものとし、手続が完了した時点で本サービスを退会し、当社会員の資格を喪失するものとします。
2. 当社会員が、GS Connection 安心サポートを解約する場合、GS Connection 安心サポートを受けることはできないものとさせていただいておりますので予めご了承下さい。

第 8 条（当社が行う退会手続）
1. 当社は、当社会員が本サービスの月額料金その他の債務について、その支払期日を経過しても支払わないときは、当社は当社会員に対しなんらの催告等を要せず、当社会員を退会させることができるものとします。
2. 当社会員が、次のいずれかに該当した場合、その他当社が不適格と認めた場合には、当社は、当社会員に対し会員としての資格を喪失させることができるものとします。
   （1）入会時に虚偽の申告をした場合
   （2）本規約のいずれかの規定に違反した場合
   （3）月額料金等当社に対する債務の履行を怠った場合
   （4）本サービスの利用状況等が適当でないと判断された場合
   （5）住所変更等の届出を怠る等、当社会員の責めに帰すべき事由により当社会員の居所が不明となり、または当社が当社会員への通知・連絡が客観的に不能と判断した場合
   （6）不正な行為があった場合
   （7）当社及びその関係者等に著しい迷惑や損害を与えた場合
   （8）その他、当社が当社会員として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合
   （9）本サービス利用時において、当社または業務提携先に対して、電話を長時間掛け続ける、必要以上に頻繁に掛ける等の行為を行い、当社及び業務提携先の業務を妨害し、または業務に支障を与えた場合
   （10）当社会員の対応、態度、行動等から判断し当社が適正に本サービスを提供することが困難であると判断した場合
   （11）当社会員に本サービスを提供する際に、当社または業務提携先の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害する恐れがあると当社が判断した場合
3. 前各号の場合、当社は、当該当社会員に対し、即時に本サービスの利用を停止させていただくことがあるものとします。また、前各号の事由が発生したことにより、第三者に損害が発生した場合でも、当社は一切の責任を負いかねます。
4. 当社会員は、第 1 項、第 2 項に該当する場合は、その退会の日をもって、当社会員の資格を喪失するものとします。

第 9 条（本サービスの適用期間）
本サービスの適用期間は、本サービスへの入会の申込みを受け当社がそれを承認した日から退会の日もしくは「GS Connection」の利用契約の終了日までとします。

第 10 条（月額料金）
本サービスの月額料金は、当社会員の入会申込月から生じるものとし、1 契約毎に月額 315 円（税込）とします。

第 11 条（月額料金のお支払い）
1. 本サービスの月額料金は、別途本サービスの申込書において定める方法により、「GS Connection」の利用料金と合算してお支払いいただきます。
2. 本サービスの月額料金は、別途本サービスの申込書において定める日までに支払うものとします。
3. 当社は、当社会員が支払った月額料金は理由の如何を問わず返還しないものとします。
4. 月額料金は請求月に従って計算するものとし、請求月の途中で本サービスへの入会・退会があった場合でも、当該請求月の月額料金は全額お支払いいただきます。

第 12 条（消費税相当額の加算）
第 10 条、第 11 条の規定により当社会員に支払っていただく金額は、それぞれに規定する額に消費税相当額（消費税法に基づき課税される消費税の額をいいます）を加算した額とします。

第 13 条（遅延利息）
当社会員は、月額料金その他の債務（延滞利息を除きます）について、その支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの間の当社が定める日数について、年 14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

第 14 条（本サービスの提供義務の免責）
当社は、次の場合には本サービスの提供義務を免れるものとします。
（1）当社会員が月額料金その他の債務のお支払いを現に怠っている場合
（2）天災等の不可抗力、その他の事由により、本サービスの継続運営が困難であると当社が判断した場合

第 15 条（個人情報）
当社（本サービスの販売店を含む）は本サービスにおいて知り得た当社会員の個人情報について、個人情報保護法等の法令を厳守し、かつ善良な管理者の注意義務をもって管理するものとします。なお、取得した個人情報は、当社がホームページ上に公開するプライバシーポリシーに従って取り扱うものとします。

第 2 章 本サービス内容

第 16 条（保証の対象範囲）
当社が本サービスにおいて保証する対象は、当社に登録された当社会員が使用する端末機器とします。

第 17 条（保証の詳細）
当社は、本サービスの適用期間中に当社会員の使用する端末機器に次の各号のいずれかの事由が発生した場合に、会員に対し次の保証サービスを提供いたします。

事由	保証内容
取扱説明書などの注意書きに従った正常な使用状態で機器が故障した場合で当社が認めた場合	無償での修理。ただし、修理が難しい場合は無償での端末機器の交換対応。なお、端末機器は、Used 品（※）と交換させていただく場合がございますので予めご了承下さい。

※ Used 品とは、他の GS Connection の契約者より当社にご返却いただいた端末機器のうち、当社にて正常に動作していることの確認がとれた端末機器をいいます。

第 18 条（保証サービスの適用対象外となる場合）
当社は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、保証の対象外とします。
（1）当社会員の故意による故障、改造による損害、その他盗難・紛失
（2）地震、噴火、風水災、その他の自然災害に起因する被害
（3）使用による劣化や色落ち等
（4）戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する被害（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）。
（5）公的機関による差押え、没収等に起因する被害
（6）その原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合

第 19 条（保証を受ける際の手続）
1. 当社会員は、第 17 条に定めた事由が発生した場合は、GS Connection サポートセンターに連絡の後、端末機器及び製品保証書を当社指定の郵送先に郵送いただくものとします。なお、郵送にかかる費用は当社会員が負担するものとします。
2. 修理後若しくは交換用の端末機器の郵送にかかる費用は当社にて負担するものとします。

制定日：２０１２年１月２８日